

さが西部クリーンセンターについて

1. 新しい制度（ごみの直接搬入）

これまでの杵藤クリーンセンターでは、住民や事業所の方によるごみの直接搬入が出来ませんでした。さが西部クリーンセンターでは、ごみの直接搬入が出来るようになります。持ち込める物は、もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみです。ただし、搬入の際にごみの重量に応じた処理料金が掛かります。そのため、直接搬入の場合は武雄市指定のごみ袋や粗大ごみステッカーは必要ありません。

2. 搬入日時

平成28年1月9日（土）から直接搬入可能
月曜日～土曜日、第2日曜日 9:00～16:00まで
※毎年1月1日～3日は搬入が出来ません

3. 直接搬入手数料

ごみの種別	直接搬入手数料（ごみ処理料金）	
家庭系一般廃棄物 (家庭から出るごみ)	10kgまで	80円
	10kgを超えるもの	10kgにつき80円加算
事業系一般廃棄物 (お店や事業所から出るごみ)	10kgまで	120円
	10kgを超えるもの	10kgにつき120円加算

※事業系一般廃棄物の処理料金は、経過措置として平成31年3月までは、10kgまで100円、10kgを超えるものは10kgにつき100円加算となります。

※直接搬入の場合は、ごみの重量に応じた処理料金を支払ってもらう必要がありますので、市指定のごみ袋や粗大ごみステッカーを貼って持ち込んだ場合もごみ処理料金はかかります。

さが西部クリーンセンターの案内地図



《お問い合わせ先》

さが西部クリーンセンター（佐賀県西部広域環境組合）
〒849-5263 伊万里市松浦町山形5092-4
【総務部門】Tel: 0955-26-2353
【ごみ搬入】Tel: 0955-26-2333

ごみの直接搬入方法

1. 搬入する車に、ごみを積み込みましょう

もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみに分け、中身が見える袋またはコンテナ等、車の荷台に直接ごみを積み込みます。市指定のごみ袋に入れたり、粗大ごみステッカーを貼る必要はありません。運搬中にごみが飛散しないように注意してください。

2. さが西部クリーンセンターで受付

- ①正面出入り口から進入します。※個人や事業所の方は一般車レーンをお進みください。
- ②一般車レーンとごみ収集車レーンの分岐点に注意しましょう。
- ③計量棟で受付・計量を行います。一般車は右側です。信号機を見て進んでください。
※その際、搬入者の住所、氏名、電話番号、ごみの発生場所等について記入してもらい、身分証明書（免許証等）の提示が必要です。

3. ごみの直接搬入

- ④もえるごみ（エネルギー回収推進施設）ともえないごみ・粗大ごみ（マテリアルリサイクル推進施設）の分岐点に注意しましょう。
※建物の入口と出口は自動扉になっていますので、建物内が車でいっぱいだと開きません。
※ごみの種類（もえるごみ、もえないごみ・粗大ごみ）ごとに搬入を行います。搬入場所が、それぞれ異なるので誘導員の指示に従って下さい。
例1) もえるごみと粗大ごみ両方を持ち込んだ場合は、まずエネルギー施設でもえるごみを降ろし、その後にマテリアル施設で粗大ごみを降ろします。
例2) 粗大ごみのみを持ち込んだ場合は、直接マテリアル施設へ。
⑤もえるごみを降ろしましょう。（ごみ投入口にバックで車を着け、ごみを降ろします。）
※ごみの中に搬入できないごみ（P.5参照）などが混入していないか、展開検査を行います。
- ⑥分岐点に注意しましょう。
※粗大ごみを降ろす場合は手前を右折しマテリアル施設へ。帰る場合は奥へ進み右折し計量棟へ。
- ⑦マテリアル施設の入り口です。
※自動扉になっているので注意してください。
- ⑧もえないごみ・粗大ごみを降ろしましょう。
※誘導員の指示に従い、指示された場所へごみを降ろしてください。
- ⑨左からの車に気を付けましょう。
- ⑩一般車レーン（右側）を進んでください。
※洗車場からごみ収集車が往来しますので注意してください。
洗車場はごみ収集車専用です。一般車は使用できません。

次のページと
合わせて見ると
わかりやすいよ！



4. ごみ処理料金を支払う

- ⑪最後にもう一度、計量棟で計量を行います。一般車は右側です。信号機を見て進んでください。この時、最初に量った重量との差がごみの重量となります。ごみの重量に応じたごみ処理料金をお支払いください。

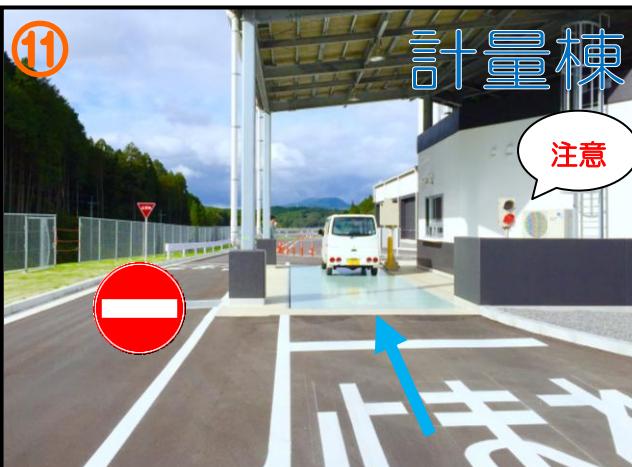
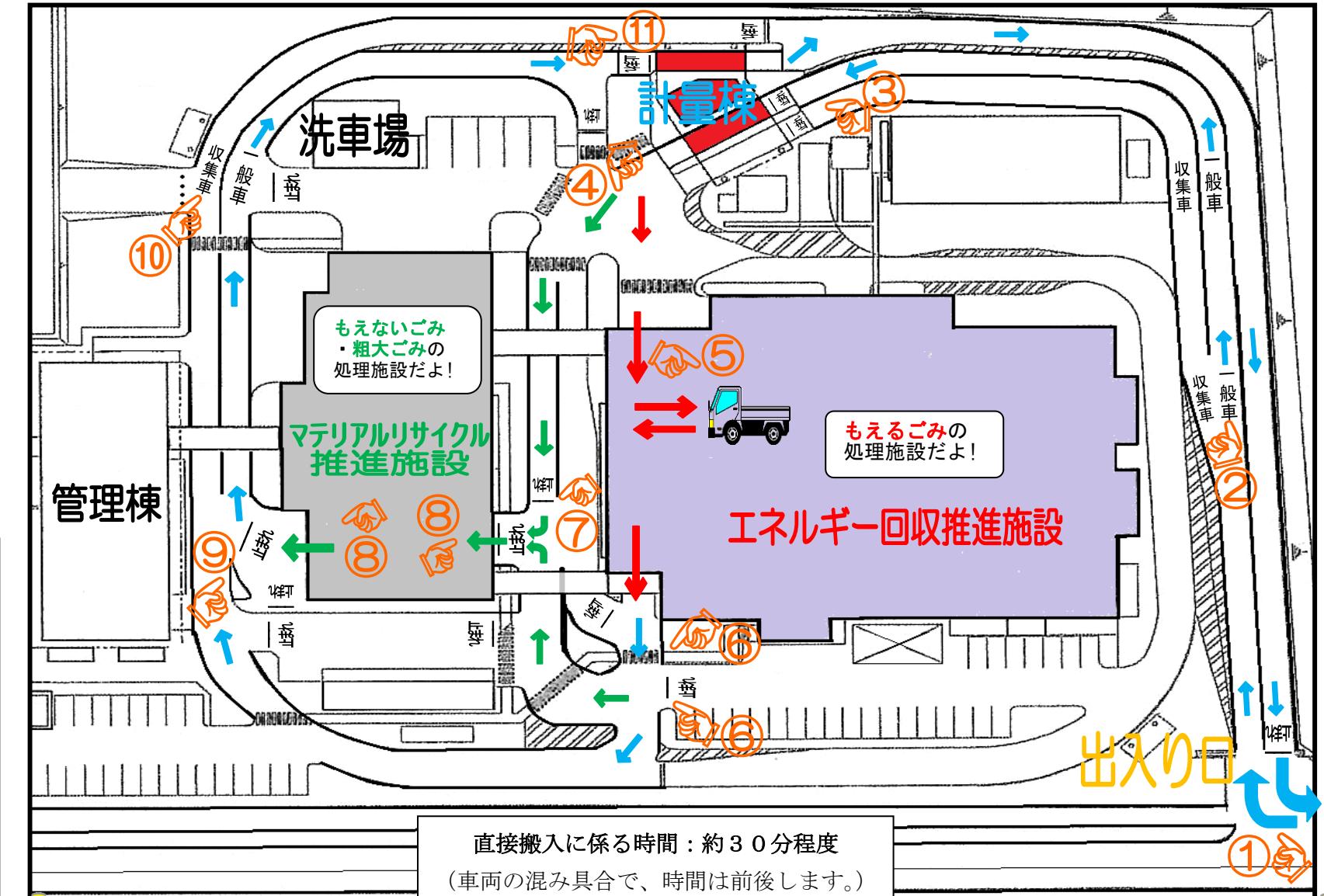


処理料金は
10kgごとに
加算されます

*ごみ収集車の往来が激しいので、安全に気をつけ施設内は時速20km以内で走行し、誘導員の指示には必ず従ってください!!



ごみの直接搬入ルート



搬入できないごみ・処分方法

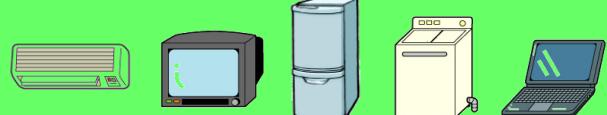
さが西部クリーンセンターに搬入できないごみの種類

処分方法

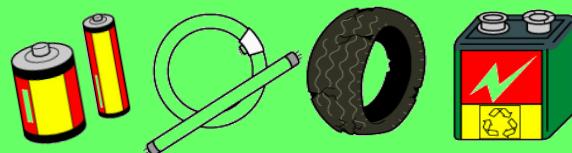
- ①土石類・コンクリートくず、製品・レンガ・かわら



- ②エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン



- ③乾電池・蛍光管・タイヤ・バッテリー



- ④農薬・大型の農機具・農業用廃ビニール・漁網・海苔網



- ⑤ガスボンベ・消火器・中身が残った容器類・廃油等の液体



- ⑥その他感染性、毒性、爆発性、発火しやすいもの、産業廃棄物



- ⑦缶、びん、ペットボトルなどの資源物



- ①購入店や専門の処理業者に処分を依頼してください。

- ②家電リサイクル法に基づき、家電小売店などに引取りを依頼してください。

パソコンは、各メーカーに引取りを依頼してください。メーカーが不明の場合は、[パソコン3R推進協会](#)TEL03-5282-7685へお問い合わせください。

- ③乾電池や蛍光管は地区の集積所や各町公民館・本庁・両支所のリサイクル集積所などに設置しているそれぞれの回収ボックスへ入れてください。

タイヤとバッテリーは購入店もしくは取扱店に処分を依頼してください。

- ④農業で使用した廃ビニール等は購入店や農協等に処分を依頼してください。

- ⑤ガスボンベや消火器は購入店に引取りを依頼してください。

ガソリン・灯油・混合油などは、ガソリンスタンド等にご相談ください。

少量の廃油が残っている場合は、布や新聞に染み込ませて、染み込ませたものは、もえるごみへ。

- ⑥家庭で使用した医療器（[注射器等](#)）は、購入された病院等へ処理を依頼してください。

産業廃棄物については、[佐賀県循環型社会推進課](#)TEL0952-25-7108へお問い合わせください。

- ⑦市でリサイクルを行っているため、地区の集積所などに出して下さい。

条件を付けて搬入できるもの

3. 条件を付けて搬入できる大きなごみ

★もえる粗大ごみ（木製など）

「1. 5m×1. 0m×2. 0m未満」であれば搬入可能。

それより大きい物を搬入したい場合は、それ未満になるように解体し搬入して下さい。

★もえない粗大ごみ（金属製など）

「1. 5m×1. 0m×2. 0m未満」であれば搬入可能。

それより大きい物を搬入したい場合は、それ未満になるように解体し搬入して下さい。

◆①木材等の長尺物

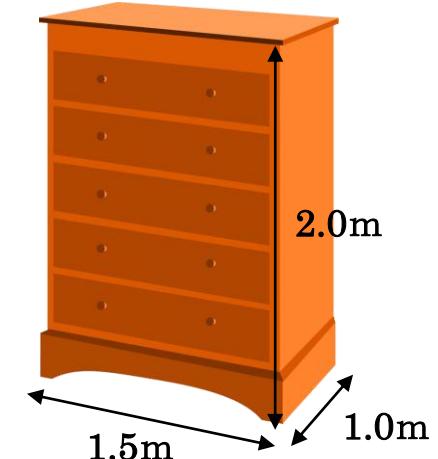
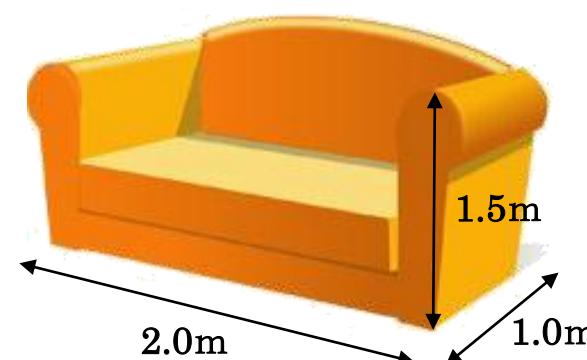
直径20cm未満にし、長さ2. 0m未満になるようにして搬入して下さい。

◆②剪定枝

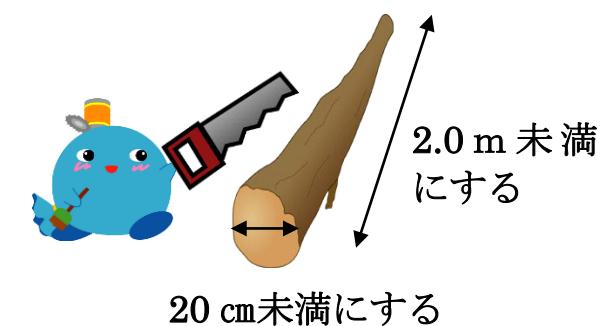
枝葉を落とし、長さ2. 0m未満になるようにして搬入して下さい。

※条件を満たしていないものは、搬入できませんのでご注意ください。

★粗大ごみの搬入制限の大きさの例



◆①木材等の長尺物の搬入制限の大きさの例



◆②剪定枝の搬入制限の例



ごみの出し方 Q&A

Q：直接搬入とは何ですか？

A：さが西部クリーンセンターに、ご自分でごみを搬入することです。

Q：直接搬入する時は、どんな車でもいいですか？

A：どんな車でも問題ありません。ただし、運搬する際にごみが落ちないようにして運んでください。

Q：直接搬入する時、お金がかかりますか？

A：持ち込んだごみの重量に応じた、ごみ処理料金がかかります。

家庭から出るごみは、10kgあたり80円。

事業所などから出るごみは、10kgあたり120円ですが、平成31年3月までは10kgあたり100円の暫定措置があります。

Q：直接搬入する時、身分証明書等が必要ですか？

A：さが西部クリーンセンターを所管する構成市町の住民かどうかの確認のため、身分証明書（免許証等）の提示が必要です。構成市町以外の方は、搬入できません。

Q：直接搬入する時、市の指定袋に入れる必要がありますか？

A：地区の集積所にごみを出される場合は、市の指定袋で処理料金をいただいているため必要です。

直接搬入される場合は、ごみの重量に応じた処理料金をお支払いいただくため、市指定のごみ袋や粗大ごみステッカーは必要ありません。

任意の袋等に入れて搬入される場合は、中身が見える透明な袋などに入れ、黒色など中身が見えない袋での搬入はできません。

Q：直接搬入できる日時は？

A：平成28年1月9日（土）より、個人や事業所の方の直接搬入が可能になります。

搬入日：月曜から土曜、第2日曜日（毎年1月1日～3日は搬入できません）

搬入時間：9：00～16：00まで

Q：搬入時に注意することはありますか？

A：ごみをスムーズに搬入できるように、もえるごみ・もえないごみ・粗大ごみに分別をして車に積み込んで下さい。施設内は時速20km以下で走行し、誘導員の指示に必ず従って下さい。

搬入できないごみの持ち込みは、行わないでください。条件を付けて搬入できるものは、それぞれの条件を守った上で、搬入してください。

Q：ごみの 展開検査 とは何ですか？

A：それぞれのごみ処理施設（エネルギー回収推進施設・マテリアルリサイクル推進施設）に搬入できるごみであるのかの確認検査になります。搬入できないごみや産業廃棄物などが混入していた場合は、搬入できません。施設の職員が搬入物の確認を行いますので、袋や箱等に入れて持ち込まれた場合は、破袋等の作業を行い確認させていただきます。

Q：搬入できないごみがあった場合は？

A：搬入できないごみは、持ち帰っていただきます。

もし、誤って搬入できないごみを搬入された場合、以下のようなトラブルが発生します。

- ・ガス抜きされていないスプレー缶等による火災
- ・施設の緊急停止
- ・施設、設備の破損 等

※ごみ処理施設のトラブル防止のため、皆様の適正分別、適正搬入にご協力ください。

Q：地区の集積所は、これまでどおりに出せますか？

指定袋に入れて出さなければいけませんか？

A：地区の集積所は、これまで通り収集を行います。必ず指定袋に入れて出して下さい。

収集時間については、これまでの収集時間と前後する場合がありますので、必ず指定時間までに集積所へごみを出すようにしてください。収集後にごみを出されても回収いたしません。

※指定袋に入っていたり、名前なしや分別が出来ていないものは回収いたしません。

Q：今まで大きな粗大ごみや引っ越し等で出る大量のごみを収集業者に依頼して処分していましたが、今後も依頼できますか？

A：これまで市条例で定めていた臨時収集制度（2t車1台あたり4,320円）をご利用し処分を依頼できましたが、直接搬入できるようになったことから制度を廃止しました。

ただし、市内にはごみの収集運搬許可業者がありますので、そちらに依頼することはできます。

その際は、ごみ処理料金（10kgあたり120円）と 収集運搬料金（2t車程度1台あたり7,000円+消費税）をお支払いいただきます。ただし、平成31年3月までは、ごみ処理料金が10kgあたり100円となります。

※上記の運搬料金は家庭から出るごみに限ります。また、家庭ごみであっても許可業者の搬入となるため処理料金が10kgあたり120円となります。ごみの重量に応じた処理料金をお支払いいただくため、市指定のごみ袋や粗大ごみステッカーは必要ありません。

さが西部クリーンセンターは、みんなの生活に欠かせない重要な施設です。

ルールを守り、適正分別、適正搬入を心掛けましょう！！

